

「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-介護分野の基準について-」の一部改正について

令和3年2月19日

「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-介護分野の基準について-」について、今般、下記のとおり必要な改正を行いましたので、公表します。

記

赤字が修正部分

通し 番号	該当ページ (改正後)	改正箇所	現行	改正
1	P.4	第1 特定技能外国人が従事する業務 【確認対象の書類】 ○3つ目	○ 指定通知書等の写し	(削除)
2	P.4	【留意事項】 ○1つ目	○ 介護分野における業務を行わせる事業所の概要書(分野参考様式第1-2号)には、施設種別コード表(別紙)に記載の施設・事業のいずれに該当するかを記載していただき、記載した施設又は記載した事業を行う事業所であることを証明する書類として、自治体が発行する指定通知書等の写しを添付していただく必要があります。 ○ 指定通知書等とは、介護保険法等に基づく事業所の指定や、医療法に基づく病院等の開設許可を証する書面を指します。	○ 介護分野における業務を行わせる事業所の概要書(分野参考様式第1-2号)には、指定通知書等(介護保険法等に基づく事業所の指定や、医療法に基づく病院等の開設許可を証する書面)を参照して施設種別コード表(別紙)に記載の施設・事業のいずれに該当するかを記載していただく必要があります。
3	P.11	第3 特定技能雇用	○ 1号特定技能外国人の受入れ後に当該1号特定技	○ 1号特定技能外国人の受入れ後に当該1号特定技

		<p>契約の適正な履行の確保に係る基準</p> <p>【留意事項】</p>	<p>能外国人が業務に従事する事業所に変更がある場合には、特定技能雇用契約変更の届出が必要です。届出に当たっては、次の書類を添付してください。届出の詳細は「特定技能外国人受入れに関する運用要領」の「第7章第1節第1」を御参照ください。</p> <ul style="list-style-type: none">・介護分野における業務を行わせる事業所の概要書(分野参考様式第1-2号)・指定通知書等の写し	<p>能外国人が業務に従事する事業所に変更がある場合には、特定技能雇用契約変更の届出が必要です。届出に当たっては、次の書類を添付してください。届出の詳細は「特定技能外国人受入れに関する運用要領」の「第7章第1節第1」を御参照ください。</p> <ul style="list-style-type: none">・介護分野における業務を行わせる事業所の概要書(分野参考様式第1-2号)
--	--	---------------------------------------	---	--

4

分野
参考様式
第1-1号

1枚目

分野参考様式第1-1号

介護分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書

出入国在留管理庁長官 殿

特定技能所属機関
氏名又は名称
住 所
特定技能外国人
氏 名
性 別
国 籍・地 域
生 年 月 日

記

介護分野における上記の特定技能外国人を受け入れるに当たり、以下の事項について誓約します。

【誓約事項】

- 1号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の在留資格（同表の特定技能の項の下欄第1号に係るものに限る。）をもって在留する外国人をいう。以下同じ。）に従事させる業務が、身体介護（利用者の心身の状況に応じた入浴、食事、排せつの介助等）及びこれに付随する支援業務（レクリエーションの実施、機能訓練の補助等）であり、利用者の居宅においてサービスを提供する業務を含まないこと。
- 特定技能雇用契約において1号特定技能外国人を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第1号に規定する労働者派遣の対象とするものではないことを定めること。
- 1号特定技能外国人を受け入れる事業所が、介護等の業務（利用者の居宅においてサービスを提供する業務を除く。）を行うものであること。
- 1号特定技能外国人を受け入れる事業所において、1号特定技能外国人の数が、当該事業所の日本人等の常勤の介護職員の総数を超えないこと。
- 厚生労働大臣が設置する介護分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下「協議会」という。）の構成員であること。ただし、1号特定技能外国人を受け入れていない機関にあっては、1号特定技能外国人を受け入れた日から4か月以内に協議会の構成員となること。
- 協議会に対し、必要な協力を行うこと。
- 介護分野への特定技能外国人の受入れに関し、厚生労働大臣が行う必要な調査、指導、情報の収集、意見の聴取その他業務に対して必要な協力を行うこと。

（注）誓約事項を遵守することができなくなった場合は、その旨出入国在留管理庁長官及び当該分野を所管する関係行政機関の長に対し、報告を行うこと。

作成年月日 年 月 日

作成責任者



分野参考様式第1-1号

介護分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書

出入国在留管理庁長官 殿

特定技能所属機関
氏名又は名称
住 所
特定技能外国人
氏 名
性 別
国 籍・地 域
生 年 月 日

記

介護分野における上記の特定技能外国人を受け入れるに当たり、以下の事項について誓約します。

【誓約事項】

- 1号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の在留資格（同表の特定技能の項の下欄第1号に係るものに限る。）をもって在留する外国人をいう。以下同じ。）に従事させる業務が、身体介護（利用者の心身の状況に応じた入浴、食事、排せつの介助等）及びこれに付随する支援業務（レクリエーションの実施、機能訓練の補助等）であり、利用者の居宅においてサービスを提供する業務を含まないこと。
- 特定技能雇用契約において1号特定技能外国人を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第1号に規定する労働者派遣の対象とするものではないことを定めること。
- 1号特定技能外国人を受け入れる事業所が、介護等の業務（利用者の居宅においてサービスを提供する業務を除く。）を行うものであること。
- 1号特定技能外国人を受け入れる事業所において、1号特定技能外国人の数が、当該事業所の日本人等の常勤の介護職員の総数を超えないこと。
- 厚生労働大臣が設置する介護分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下「協議会」という。）の構成員であること。ただし、1号特定技能外国人を受け入れていない機関にあっては、1号特定技能外国人を受け入れた日から4か月以内に協議会の構成員となること。
- 協議会に対し、必要な協力を行うこと。
- 介護分野への特定技能外国人の受入れに関し、厚生労働大臣が行う必要な調査、指導、情報の収集、意見の聴取その他業務に対して必要な協力を行うこと。

（注）誓約事項を遵守することができなくなった場合は、その旨出入国在留管理庁長官及び当該分野を所管する関係行政機関の長に対し、報告を行うこと。

作成年月日 年 月 日

作成責任者

5

分野
参考様式
第1-2号

1枚目

分野参考様式第1-2号

介護分野における業務を行わせる事業所の概要書

1 事業所の概要

(ふりがな) ①名称				
②施設・事業の類型	種別コード：_____（施設種別コード表（別紙）より選択）			
③指定等を受けた行政庁				
④現在受け入れている1号特定技能外国人の数	人			
⑤日本人等の常勤の介護職員の数	計 人			
	日本人	介護福祉士国家試験に合格したEPA介護福祉士	在留資格「介護」により在留する者	永住者や日本人の配偶者など、身分・地位に基づく在留資格により在留する者
	人	人	人	人

(注意)

(※) ③は、②に記載した種別コードに対応する施設・事業の指定等を受けた行政庁を記載すること。

2 その他特記事項

上記の記載内容は、事実と相違ありません。

年 月 日

作成責任者

印

分野参考様式第1-2号

介護分野における業務を行わせる事業所の概要書

1 事業所の概要

(ふりがな) ①事業所の名称				
②施設・事業の類型	種別コード：_____（施設種別コード表（別紙）より選択）			
③指定等を受けた行政庁				
④現在受け入れている1号特定技能外国人の数	人			
⑤日本人等の常勤の介護職員の数	計 人			
	日本人	介護福祉士国家試験に合格したEPA介護福祉士	在留資格「介護」により在留する者	永住者や日本人の配偶者など、身分・地位に基づく在留資格により在留する者
	人	人	人	人

(注意)

1 ①から⑤までは、特定技能外国人が実際に業務に従事する事業所（施設・事業）について記載すること。
 2 ②は指定通知書等（介護保険法等に基づく事業所の指定や、医療法に基づく病院等の開設許可を証する書面）を参照して記載すること。
 3 ③は、②に記載した種別コードに対応する施設・事業の指定等を受けた行政庁を記載すること。

2 その他特記事項

上記の記載内容は、事実と相違ありません。

年 月 日

作成責任者

6

分野
参考様式
第1-2号

2枚目

別紙

施設種別コード表

施設・事業	コード
児童福祉法関係の施設・事業	
指定発達支援医療機関	1
児童発達支援	2
放課後等デイサービス	3
障害児入所施設	4
児童発達支援センター	5
保育所等訪問支援	6
障害者総合支援法関係の施設・事業	
短期入所	7
障害者支援施設（施設入所支援）	8
療養介護	9
生活介護	10
共同生活援助（グループホーム）	11
自立訓練	12
就労移行支援	13
就労継続支援	14
福祉ホーム	15
日中一時支援	16
地域活動支援センター	17
老人福祉法・介護保険法関係の施設・事業	
第1号通所事業	18
通所介護（療養通所介護、老人デイサービスセンターを含む）	19
地域密着型通所介護	20
認知症対応型通所介護	21
介護予防認知症対応型通所介護	22
老人短期入所施設	23
短期入所生活介護	24
介護予防短期入所生活介護	25
特別養護老人ホーム（指定介護老人福祉施設（地域密着型介護老人福祉施設も含む））	26
小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護	27
療養型サービス	28
認知症対応型共同生活介護	29
介護予防認知症対応型共同生活介護	30
介護老人保健施設	31
介護医療院	32
通所リハビリテーション	33
介護予防通所リハビリテーション	34
短期入所療養介護	35
介護予防短期入所療養介護	36
特定施設入居者生活介護	37

別紙

施設種別コード表

施設・事業	コード
児童福祉法関係の施設・事業	
指定発達支援医療機関	1
児童発達支援	2
放課後等デイサービス	3
障害児入所施設	4
児童発達支援センター	5
保育所等訪問支援	6
障害者総合支援法関係の施設・事業	
短期入所	7
障害者支援施設（施設入所支援）	8
療養介護	9
生活介護	10
グループホーム（共同生活援助）（外部サービス利用型を除く）	11
自立訓練	12
就労移行支援	13
就労継続支援	14
福祉ホーム	15
日中一時支援	16
地域活動支援センター	17
老人福祉法・介護保険法関係の施設・事業	
第1号通所事業	18
通所介護（老人デイサービスセンターを含む）	19
地域密着型通所介護（指定療養通所介護を含む）	20
認知症対応型通所介護	21
介護予防認知症対応型通所介護	22
老人短期入所施設	23
短期入所生活介護	24
介護予防短期入所生活介護	25
特別養護老人ホーム（指定介護老人福祉施設（地域密着型介護老人福祉施設も含む））	26
小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護	27
看護小規模多機能型居宅介護	28
認知症対応型共同生活介護	29
介護予防認知症対応型共同生活介護	30
介護老人保健施設	31
介護医療院	32
通所リハビリテーション	33
介護予防通所リハビリテーション	34
短期入所療養介護	35
介護予防短期入所療養介護	36
特定施設入居者生活介護	37